

飯塚市協働のまちづくり応援補助金審査会設置要綱(令和2年飯塚市告示第119号)の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月27日

飯塚市長 武 井 政 一

飯塚市協働のまちづくり応援補助金審査会設置要綱の一部を改正する告示

改正後		改正前	
(組織)		(組織)	
第3条 (略)		第3条 (略)	
2 (略)		2 (略)	
3 委員は、 <u>関係課長</u> その他委員長が指名する者をもって充てる。		3 委員は、 <u>総合政策課長、財政課長</u> その他委員長が指名する者をもって充てる。	
4・5 (略)		4・5 (略)	
別表(第5条関係)		別表(第5条関係)	
審査基準		審査基準	
No	審査項目	審査内容	
1	社会貢献性	当該地域からのニーズや公益性が高い事業か	
2	<u>団体適正</u>	<u>組織体制や活動計画は妥当であるか</u>	
3	実現性	実施体制が整っており無理のない事業構成か	
4	継続性	<u>事業は継続的に取り組めるか</u>	
5	発展性	<u>事業は将来的に発展が見込めるか</u>	
6	<u>市民参加度</u>	<u>市民の参加や協力は得られるか</u>	
7	<u>経費の適正性</u>	<u>予算配分や経費は妥当であるか</u>	
No	審査項目	審査内容	
1	社会貢献性	当該地域からのニーズや公益性が高い事業か	
2	<u>独創性</u>	<u>創意工夫のある取り組みであるか</u>	
3	実現性	実施体制が整っており無理のない事業構成か	
4	継続性・発展性	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>今後様々な事業に広がる可能性があるか</u> ・ <u>事業を発展させようとする意欲や工夫があるか</u> 	
5	<u>経費の適正性</u>	<u>事業の規模や内容に見合った予算規模か</u>	

8	情報発信力	情報発信の工夫や効果はあるか
9	課題解決力	地域課題の解決に寄与するか
10	協働性	他団体との連携や協働は図れるか

備考 各審査項目は5点満点とする。

備考 各審査項目は10点満点とする。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。